



福岡市パートナーシップ宣誓制度

転居する際に必要となる 事務手続きが簡素化されます

この度、福岡市は、全国169自治体で構成する「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入します。

これにより、すでに宣誓を行っている方が、転居先の自治体で新たに「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けようとする場合には、必要な事務手続きの一部が簡素化されます。

■加入日 令和6年11月1日

■ネットワーク構成自治体 全国19府県・150市町の計169自治体（別紙参照）

■簡素化される事務手続き

転出元自治体の受領証が転入先自治体に提出されることで、転入先自治体の受領証が交付されるため、再度の宣誓と独身証明書の提出が不要

（参考）

福岡市では、宣誓を行っている方が転居する場合でも、市発行の受領証を転入先自治体でもそのまま使用でき（継続利用）、転入先自治体の行政サービスを受けることができる（相互利用）、自治体間連携も進めています。

＜福岡市と連携している自治体：17自治体＞

福岡県、北九州市、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、荏田町、佐賀県、佐賀県唐津市、佐賀県上峰町、熊本市、宮崎県日南市、鹿児島市、広島市、岡山市

自治体間連携ネットワーク 構成自治体（１６９自治体）

【都道府県】（１９府県）

青森県、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福岡県、佐賀県、大分県

【市町村】（１５０市町）

秋田ブロック	潟上市
群馬ブロック	渋川市、千代田町、大泉町
埼玉ブロック	さいたま市、川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、深谷市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、川島町、松伏町
千葉ブロック	千葉市、流山市
神奈川ブロック	相模原市、横須賀市
新潟ブロック	新潟市、長岡市、三条市、新発田市、村上市、上越市、胎内市
福井ブロック	福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市
岐阜ブロック	関市、海津市
愛知ブロック	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、豊明市、日進市、田原市、清須市、豊山町、大口町、扶桑町、東浦町、武豊町、幸田町
三重ブロック	いなべ市、伊賀市、明和町
滋賀ブロック	長浜市、近江八幡市、草津市、甲賀市、米原市
京都ブロック	京都市、福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、木津川市、大山崎町
大阪ブロック	大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市
兵庫ブロック	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、たつの市、猪名川町、播磨町
奈良ブロック	大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、斑鳩町、川西町
和歌山ブロック	橋本市、新宮市、那智勝浦町、串本町
岡山ブロック	笠岡市
福岡ブロック	北九州市、 福岡市 、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、苅田町
佐賀ブロック	唐津市、上峰町
熊本ブロック	熊本市、菊池市
大分ブロック	日田市、豊後大野市